

令和4年度・第35回農業委員会総会進行

開催日 令和5年2月24日(金) 13:00~14:30

開催場所 薩摩川内市セントピア

出席委員 (18名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	枇杷 繁	2	谷山 隆信	3	山路 一浩
4	西 裕一郎	5	乙須 紀文	6	岸 広光
7	小城 義己	8	梶原 拓二	9	下茂 正憲
10	木場 祐二郎	11	新屋 純子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	小園 光男	15	峯元 敏郎
16	中島 弘和	17	永留 智史	18	高橋 百合恵
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (1名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (20名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	田島 征男	22	竹田 栄次	23	永吉 康之
24	箱川 滋三	25	福壽 久雄	26	有馬 康夫
27	武田 芳久	28	古川 梓	29	上小川 文男
30	牧田 信一	31	高木 成寛	32	濱田 勉
33	高橋 公和	34	奥 透	35	鶴屋 賢了
36	田中 浩徳	37	木場 貞実	38	濱田 義博
39	鬼塚 幸男	40	永留 直志	41	中野 政弘

欠席推進委員 (1名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原G長・平野G員・泉G員
中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) _____ ㊟

議事録署名者 15番 _____ ㊟

16番 _____ ㊟

議事録作成者 局長代理 _____ ㊟

令和4年度 第35回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

- 報告第 123号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第 124号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 125号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 126号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

- 議案第 401号 薩摩川内市農業振興地域整備計画の策定に係る意見書について
- 議案第 402号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 403号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 404号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 405号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 406号 非農地証明願承認について
- 議案第 407号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 408号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 409号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について
- 議案第 410号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第 411号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【 1 3 : 0 0 開会】

会 長 (第 3 4 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」)

議 長 ただ今から、第 3 5 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 定数 1 9 名、現在員数 1 9 名、出席委員 1 8 名、欠席委員は 1 名で、1 8 番:高橋百合恵委員であり、欠席届が提出されております。なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 2 0 名です。以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の 1 ページをご覧ください。

1 月 3 1 日に第 1 8 回産業祭 & J A フェスタ第 3 回実行委員会
が川内農民会館で開催され、会長が出席されております。

2 月 1 日に担い手組織総会及びニューファーマー営農塾閉校式が
宮之城ひまわり館で開催され、会長、事務局長が出席されております。

1 月 6 日にマリンパレスかごしまで開催され会長、事務局職員が出席
しております。7 日が市長との意見交換会が市長応接室で開催され、
会長、会長代理、事務局が出席しております。8 日と 9 日は定例の
現地調査、1 3 日は土地開発公社理事会が本庁舎 6 0 2 と 6 0 3 会議室
で開催され、下茂会長代理が出席されております。

1 4 日に第 2 回農地利用最適化推進委員選考委員会と第 3 4 回運営
委員会が本庁舎 1 0 2 会議室において開催しております。

1 5 日に薩摩川内市女性活躍推進協議会が本庁舎 6 0 1 会議室で
開催され薬師寺委員が出席されております。

そして、本日第 3 5 回農業委員会総会が薩摩川内市セントピアでの
開催です。以上、説明を終わります。

議 長 　　ただ今報告がありました。ここで、2月13日開催の土地開発公社理事会について、下代会長代理から報告をお願いいたします。

下茂代理 　　9番 下茂が2月13日に行われた土地開発公社理事会について説明いたします。当日は薩摩川内市土地開発公社予算書について、審議が行われました。川内港久見崎みらいゾーン開発事業について、分譲が令和5年に始まるので、事業計画区域図等の詳細を知りたい方は、資料をお渡ししますので、お声掛けください。

議 長 　　次に、2月15日に開催の薩摩川内市女性活躍推進協議会について、薬師寺委員から報告をお願いいたします。

薬師寺委員 　　12番 薬師寺が、2月15日に令和4年度薩摩川内市女性活躍推進協議会に出席しましたので、報告いたします。女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる市内企業等を薩摩川内市女性活躍推進企業として認定・表彰制度で令和3年度認定されました2社の報告がありました。株式会社O's company及び有限会社竹内建設でした。女性が継続して就労できる環境設備について女性の積極的な登用やキャリアアップの推進について、男女ともに働きやすい職場を実現するための取組についての報告がありました。2社とも国家資格をはじめとして生涯使えて働くために必要な知識、技術、資格を取得するための講習会への支援や一度仕事を離れても戻れる環境とした、支援やスキルアップを一人一人の支援を働き方を選べる環境を整備されており、これからの社会への働き方の取組としては良いことだと思いました。以上です。

議 長 　　只今、報告がありました。他に何か、ご質疑ございませんか。

委 員 　　(なしの声あり)

議 長 　　「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 　　(はいの声あり)

議 長 　　ご異議ございませんので、
15番：峯元 敏郎 (みねもと としろう) 委員
16番：中島 弘和 (なかしま ひろかず) 委員をお願い

いたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第123号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第123号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号15番から17番までの3件です。登記地目 田2筆485㎡、畑1筆442㎡、合計3筆927㎡の届出がありました。

内容といたしましては、15番、段差を解消し、農地の有効利用の目的、16番は、盛土をして、畑として農地の有効利用を図るための届出となります。17番については、自己所有農地の一部に200㎡未満の敷地に農機具倉庫を建設するものです。従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第123号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第123号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第123号を終ります。
報告第124号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第124号を説明いたします。資料は3ページから6ページをご覧ください。
今月の合意解約は受理番号96番から117番までの22件です。登記地目、田24筆24, 471㎡、畑1筆352㎡、合計25筆24, 823㎡の合意解約通知がありました。
このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号99番から103番と105番、108番並びに111番の8件です。
薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、

今回薩摩川内市で除外させていただくのは133ha、そのうち118haが現況山林、原野もしくは雑種地化しており農地への活用が難しくなっているため除外という判断をさせていただいたり、本来、除外しているはずの公衆用道路になっていたり用悪水路になっている部分が区域上設定されているところがあるので、そこも10ha程減らしました。一方編入については、分筆をした結果、手続き上外れてしまっている、虫食いの的に外されているところを全体の一体的な判断で編入しているほうが良いと考えて編入させていただいた13.6ha。差し引きすると120ha弱除外さしたの、今回の流れになっています。添付させていただいた資料に具体的な除外・編入の地番を示しています。今後見直しが進んで確定次第、農用地計画という位置づけで具体的な今回の見直しの結果農用地区域に入っている地番というリストを製本化する中で入れていくという形にします。今県と事前協議をすすめていると話しましたが、それが進んだら通常の手続きと同様、農地法にもとづく11条の公告ということで1ヵ月の意見縦覧と異議申立期間の15日間という形で約1ヵ月半を経て正式に協議になります。目標を年度内で申し上げていましたが作業量と協議の内容の関係で、今の見込みでは1ヵ月ほど先延ばしになりそうです。以上です。

議長 　　ただ今、農業政策課の説明が終わりました。
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

枇杷委員 　　1番枇杷です。一覧表で除外・編入リストをいただいたが、前の説明の時に地図をもらっていたが、前の分と比較して地図がない部分があります。このリストで全部でしょうか。例えば、この地番の周りも一体的に農振に編入されるということでしょうか。

農業政策課担当 　　仮屋グループ員

　　今回のリストに載っているのが、除外・編入の全てです。
隣も農振に編入・除外した方がよいというご意見がありましたら個別で相談をください。

議長 　　他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。
議案第401号は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の

挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第401号は、原案のとおり意見決定されましたので、薩摩川内市長へ意見書を提出することといたします。

議案第402号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第402号を説明いたします。資料は、14ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号19番の1件で、登記地目 田1筆720㎡の申請がありました。

内容といたしまして、19番は、月極駐車場の目的で申請されています。以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第402号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

枇杷委員 1番、枇杷が、19番を報告します。

2月9日、永吉推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図5ページ、調査表4ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでしたが保全管理されていました。南側は1段高い畑ですが管理され耕作されていませんでした。北側の角に給水設備がありましたがそのまま保護するとのことでした。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

ます。

山路委員

3番、山路が、116番を報告します。

2月8日、奥推進委員と事務局 杉安・平野職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図6ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

枇杷委員

1番枇杷が117番、118番、119番を報告いたします。

調査日と調査員は先ほどのとおりです。

117番について位置図7ページ、調査表6ページをご覧ください。

申請地の地目は、6筆とも田で一部耕作されていましたが、傾斜部が多くほとんど耕作されていませんでした。西側に隣接する畑は申請地より低い位置にあり耕作されていました。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、進入路については通行承諾書が添付されており、排水は既存の排水路に接続します。現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

118番について位置図8ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の地目は、畑で4860番は耕作されていましたが、他の4筆は耕作されていませんでした。西側に囲繞地の畑がありますが耕作されておらず、申請地とはブロックの境界があり農機具などは往来できない状態でした。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

119番について位置図9ページ、調査表8ページをご覧ください。

申請地の地目は、2筆とも田で耕作されていませんでした。南側に田がありますが耕作されておらず、西側の川沿いの道路から進入できます。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

- 小城委員 7番、小城が、120番を報告します。
2月9日、上小川推進委員と事務局 平野・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図10ページ、調査表9ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当判断しました。
- 枇杷委員 1番 枇杷が121番について報告いたします。
調査日と調査員は先ほどのとおりです。
位置図11ページ、調査表10ページをご覧ください。
申請地の地目は、畑で保全管理されていました。南側と北側の現況は畑ですが耕作されていませんでした。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
- 山路委員 3番、山路が、122番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図12ページ、調査表11ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
- 小園委員 14番小園が123番を報告いたします。
2月8日、中野推進委員と事務局 中城・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図13ページ、調査表12ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

小城委員 7番、小城が、124番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図14ページ、調査表13ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

枇杷委員 1番 枇杷が125番、126番を報告いたします。
調査日と調査員は先ほどのとおりです。
125番について位置図15ページ、調査表14ページをご覧ください。
申請地の地目は、6筆とも田で耕作されていました。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があります。また下茂会長代理に立ち合いをしていただき生活排水について他の用排水路とは別に側溝をつくることを確認し西側の排水路に接続することを確認しております。現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

次に126番について位置図15ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の地目は、4筆とも田で耕作されていました。周囲に田がありますが全て耕作されていました。周囲の田の用排水路には万全の対策を講じるとの意見書が添付しています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があります。また下茂会長代理立ち合いをしていただき用排水路の暗渠について、さらに生活排水について、用排水路は別に側溝を作るなど確認し、南側の排水路に接続します。なお現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

小城委員 7番、小城が、127番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。

以上で議案第404号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　7番、小城が、128番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図17ページ、調査表17ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

薬師寺委員 　12番、薬師寺が、129番を報告します。
2月9日、濱田推進委員と事務局　杉安・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図18ページ、調査表18ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。京セラ鹿児島川内工場新築工事の作業員のための駐車場として令和5年4月から18ヵ月の一時転用です。農地復元誓約書は添付済みです。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第404号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　（挙手）

議長 　賛成全員であります。
議案第404号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書

類を進達することに決定します。

次に、議案第405号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第405号を説明いたします。資料は22ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、130番の1件で、登記地目 田2筆370㎡の申請がありました。内容について説明いたします。

受理番号130番は、義父から申請地を借り受け、一般住宅と排水路の目的で申請されるものです。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第405号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 3番、山路が、130番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図19ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていきました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第405号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。

議案第405号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次は、議案第406号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第406号を説明いたします。資料は、23ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号34番の1件で、登記地目、畑1筆62㎡の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、受理番号34番は、昭和61年に相続を受ける以前から、原野化しています。

農地復元が著しく困難な場合や周囲の状況からみて、農地復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に限り、申請者の申し出により「利用状況調査をいつでもできる」とされていることから、申請地の現況確認を行い、原野化していることを確認しました。

不動産登記法に係る地目をそれぞれ変更するために申請されるものです。

従って、非農証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第406号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 12番、薬師寺が34番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図20ページ、調査表20ページをご覧ください。

昭和61年に相続を受ける以前から、南側水路が土手のようになっており、耕作しておらず原野化しているため農地法第30条第2項に規定する利用状況調査による不動産登記法に係る地目を原野に変更したい申請で、本市非農地証明書の発行基準をみだし、影響がないことから証明書を発行すべきだと考えます。

枇杷委員

1番、枇杷が116番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図21ページ、調査表21ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で一面防草シートで覆われていました。
東側と西側に隣接する畑も一面防草シートで覆われていました。
権利取得者は南側の宅地も同時取得予定で営農計画書が添付されています。また管理機を所有しており、近くに住む父が技術支援もするとのことで全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

小城委員

7番、小城が117番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図22ページ、調査表22ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理されてきました。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

薬師寺委員

12番、薬師寺が118番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図23ページ、調査表23ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されてきました。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

山路委員

3番、山路が、119番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図24ページ、調査表24ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されてきました。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

小園委員

14番、小園が、120番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図25ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていまして。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。
　　議案第407号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。議案第407号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
　　次は、議案第408号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。
　　事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 　　議案第408号を説明いたします。資料は26ページから27ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

　　今月の申請は、受理番号121番から126番の6件で、登記地目 田6筆4，132㎡ 畑6筆2，557㎡ 合計12筆6，689㎡の申請がありました。

　　申請理由といたしましては、「親族間」「知人間」等の贈与によるものです。

　　申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

　　従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

　　以上で、議案第408号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 　12番薬師寺が121番と122番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
121番は、位置図26ページ、調査表26ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
122番は、位置図27、28ページ、調査表27ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

山路委員 　3番、山路が、123番から125番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
123番は、位置図29ページ、調査表28ページ、124番は、位置図30ページ、調査表29ページ、125番は、位置図31ページ、調査表30ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

梶原委員 　8番 梶原が126番を報告いたします。
2月8日、高木推進委員と事務局 泉・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図32ページ、調査表31ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。
姉から弟への所有権の移転であり、譲受人は会社経営をしながら、周辺の農地を耕作をしており、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員 　（なしの声あり）

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第408号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第408号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第409号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第409号を説明いたします。資料は28ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号127番から128番の2件で、登記地目 田2筆218㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、127番と128番の自作地相互の交換となります。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で交換されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第409号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 7番小城が127番と128番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。127番は、位置図33ページ、調査表32ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。

128番は、位置図33ページ、調査表33ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました
双方、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えま

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第410号議事参与案件を除く、受理番号176番から178番、180番から193番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第410号、議事参与案件を除く受理番号176番から178番、180番から193番について、原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第410号、受理番号179番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場 祐二郎 委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議長 議案第410号、受理番号179番に係る議事参与案件につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第410号受理番号179番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の木場委員の御子息ですので、内容説明いたします。資料は30ページをご覧ください。

受理番号179番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第410号、受理番号179番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第410号、受理番号179番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室・着席)

議 長 議案第410号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を附して書類送達することといたします。

次は、議案第411号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 今月の申請は、田19,494㎡、畑5,888㎡、合計25,382㎡の申請がありました。

中間管理権設定12件中、認定農業者に係る案件は分は1件です。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき、農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第411号は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第411号は、原案のとおり意見決定されましたので、薩摩川内市長へ許可意見を附して書類送達することといたします。

以上で、本日の議案の審議は全て終わりました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 3月の現地調査及び総会の日程について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 本日、配布しております両面刷りの現地調査及び総会の日程をご覧ください。

本庁の現地調査は、2月9日(木)、各支所は、8日(水)です。

本庁3班は、2班体制での調査に無理がある場合に連絡いたします。

次に、3月の議案発送は3月20日(月)、3月総会は3月27日(月)午後1時からセントピアです。4月の総会は4月25日(火)に樋脇公民館で予定しております。

なお、令和5年度の農業委員会総会及び農地利用最適化推進会議の開催場所についてです。

1月総会では、大雪のため、樋脇公民館で開催いたしましたが、樋脇公民館がよかったというご意見がありましたので、今月の運営委員会で総会の場所について、改めて審議していただきました。

その結果、令和5年度については、樋脇公民館が設備が充実しているなどの理由により、樋脇公民館での開催を決定していただきました。但し、7月と9月はセントピアで予定しています。

次に、裏面の2月から4月までの3か月予定については、今後の予定等にお役立てください。

以上です。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

西代理 農地法第3条申請に伴う下限面積についてのお知らせです。

農業者の減少・高齢化が加速する中、農地等の利用を促進する観点から改正前農地法第3条第2項第5号に規定する面積要件が、令和5年4月1日付けをもって撤廃されることとなりました。

3月の申請は4月許可になりますので、3月からの申請分から農地法第3条の下限面積は撤廃されます。但し、全部効率要件はそのまま残ります。

よろしく願いいたします。

次に、農地利用最適化推進委員の公募について、お知らせです。

令和5年3月1日から3月31日までの1ヶ月間、農地利用最適化推進委員の公募を行います。

農地利用最適化推進委員は地域ごとに募集します。

なお、明日、2月25日号の市広報紙とホームページで掲載されますので、よろしく願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　それでは、全体的に何かございませんか。

薬師寺委員 　　12番 薬師寺です。2月10日発表があった、女性農業者で薩摩ファームレディークラブを組織しており、令和4年農村漁村女性活躍表彰が全国であり女性地域参画組織部門で優秀賞を獲得することができました。農村漁村男女共同参画推進協議会賞をもらえることになりました。組織として20年が過ぎましたが、思いがけないことで喜んでいきます。これを機に女性農業委員を増やすきっかけになればと思います。

議長 　　受賞おめでとうございます。
それでは、他に何かございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、これをもちまして第35回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 　　皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 14：20】